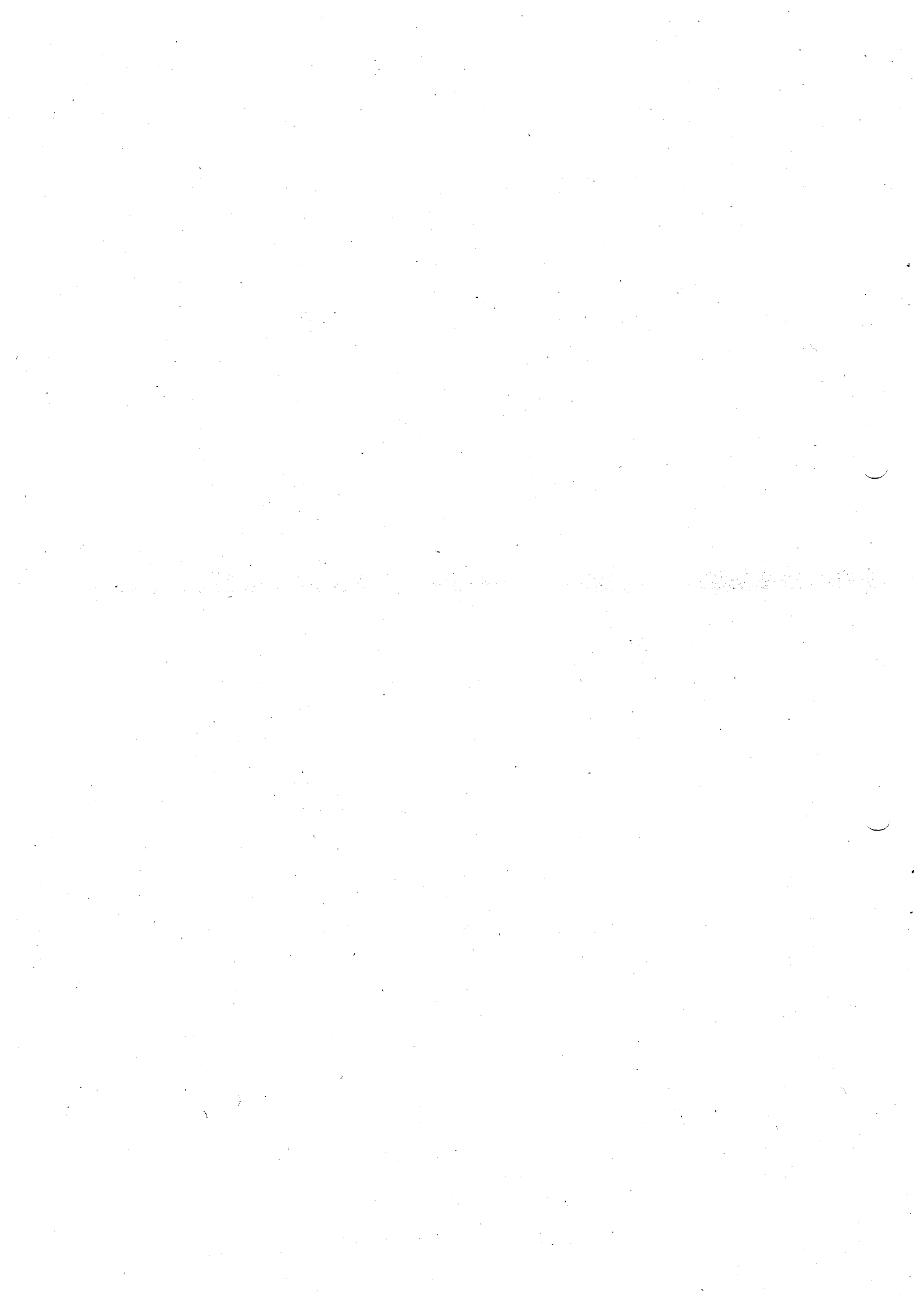


### 3. 新規起業者応援事業 【商工振興課】

資料名	番号
1. 事業概要説明書	1
2. 別紙1	2
3. 体系図	3
4. 事業紹介チラシ	4
5. 糸島市商工・観光振興事業補助金交付規程	5
6. 糸島市商工・観光振興事業補助金交付規程 資料（補助率等）	6
7. 新規起業者応援事業 追加資料（補助メニューごと件数等）	7



# 糸島市外部評価 事業概要説明書

【事業の位置づけ（基本事項）】			整理番号	3
事業名	新規起業者応援事業		担当部・課	経済振興部 商工振興課
総合計画 での 位置づけ	基本目標	地域資源を生かした産業創出のまちづくり	実施主体	糸島市商工会
	政策	商工業の振興	実施方法	補助
	施策	商工業を振興する	事業期間	平成25年度～ 平成27年度（3年 間）
	重点 プロジェクト	該当なし	総事業費	14,809千円
根拠法令や 計画等	糸島市商工業振興計画		会計種類	一般会計

事業の対象	(誰(何)が事業の対象か?) 新規に市内で起業を希望する個人及び法人
事業の目的 (意図)	(対象をどのような状態にしたいのか?) 新規事業の開業の支援により、新たな活力を市内全域に呼び込む。
事業の内容 (手法等)	(どのような仕事の内容で、どのような手法・手段で実施しているか?) 商工会が事業実施。 金融機関等と連携し、新規起業者を支援。  <ul style="list-style-type: none"> <li>● 創業塾の開催（体験談や説明会の開催）</li> <li>● 店舗改修サポート（業者紹介・改修費補助）</li> <li>● 開業手続サポート</li> <li>● 新規創業資金融資補助（利子補給）</li> <li>● 経営支援（開業後もサポート）</li> </ul>

【事業費について】							（単位：千円、人）
	一般財源	その他	計 (事業費)	従事 職員数	概算 人件費	合計 (総コスト)	
平成26年度 (実施計画の事業費)	4,086		4,086	0.05	435	4,521	
平成27年度 (実施計画の事業費)	5,423		5,423	0.05	435	5,858	

※概算人件費は、市の平均人件費約8,700千円に、その事業に係る年間の職員数を乗じて算出。

事業費の内訳 (平成26年度)	内容	金額（千円）
	創業塾講師謝礼（@20,000×3回）	60
	店舗改修サポート（@300,000×10件）	3,000
	新規創業融資補助（@50,000×10件）	500
	振込手数料	26
	広告宣伝費	500

# 糸島市外部評価 事業概要説明書

## 【担当課による評価・分析】

### ◆事業の必要性

必要と判断する理由	生産年齢人口当たりの事業所数は、全国平均・県平均よりともに低く、中心市街地における空き店舗も目立っている。 糸島ブームで注目されている今こそ、外部からの新規起業希望者を呼び込み、地域経済の活性化を図る必要があると判断される。
-----------	---

### ◆受益者への成果

受益者	受益者の考えている価値	求められる成果（単位）	事業開始時	現在値	最終目標値
事業者 市民	新規開業の成功	新規開業者数（件）	0件	9件	45件 (27年度まで累計)

### ◆事業の分析

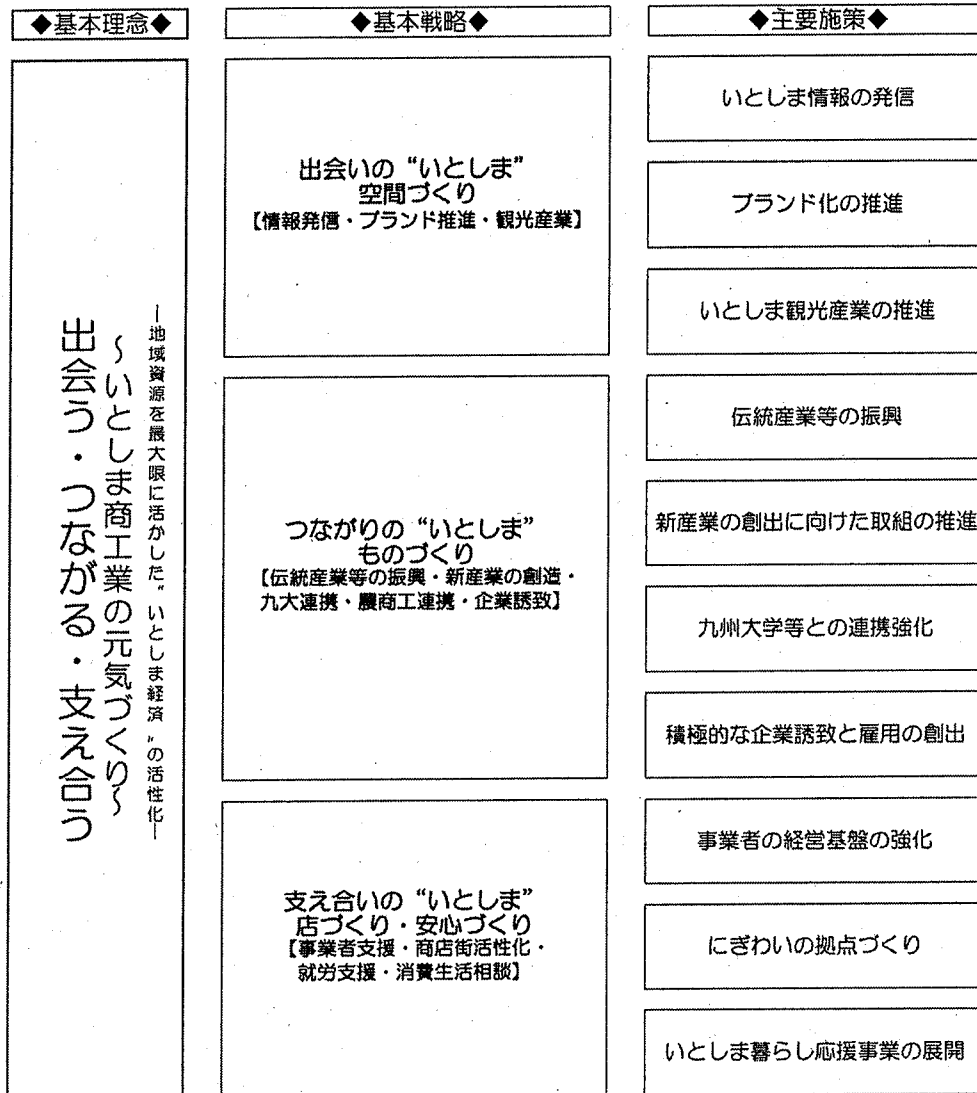
平成25年度 実施状況	平成25年度から、新規に糸島市商工会に対し、事業補助として実施。 従来、問い合わせ時に要望が多かった店舗改修費（リフォーム）補助を中心に事業を企画。 問い合わせは多かったものの、店舗改修サポートは9件。
実施の効果	問い合わせは今なお多く、ニーズは高いと判断される。
現状の課題	多くの開業希望者にとって、より使いやすい制度を目指す。
今後の方針	平成25年度開始事業であり、評価・総括が終了していないため、実施主体である商工会と引き続き、協議を行っていく。
特記事項	

別紙1

<p>① 「何年度からこの事業を始めましたか」 (実施計画事業の枠に関係なく、その事業を開始した年度)</p>
<p>●平成 25 年度より事業開始。</p>
<p>② 「事業を始めた背景 (きっかけ) はどのようなことですか」</p>
<p>●新規起業に関する問い合わせが、商工会に多く寄せられていた。</p>
<p>③ 「どのような状態になったら事業終了を検討できますか」</p>
<p>●十分に目的を達成できたとき。 (新規起業者が、目標以上に伸びたとき)</p>



【体系図】



## (2) にぎわいの拠点づくり

中心市街地では、市民が利用しやすく、個性的で魅力あふれる地元商店街を形成するため、空き店舗の活用や学生・起業家の出店による商業地として特色ある商店街の活動を推進し、にぎわいのある拠点づくりを目指します。

### ◆具体化に向けた主要事業

#### ①にぎわい拠点の連携強化・活性化への支援

にぎわい拠点の組織力の向上や活性化を担う新たなリーダーや後継者育成を行い、地域社会の変化に対応し、地域住民に愛される商店街を支援します。

##### [事業例]

- ・商店街の独自のアイデアや創意工夫による取組に対する支援
- ・商店街活性化事業の支援

#### ②学生・起業家等による空き店舗対策

空き店舗を利用して新規起業する事業者に対し、物件の紹介や開業セミナーなどの支援を商工会と連携して行います。また、学生のチャレンジショップや多くの人々が利用できる公共的な機能を備えた施設誘致を行います。

##### [事業例]

- ・新規起業家応援事業（空き店舗対策）
- ・保育所や介護事業所などの施設誘致
- ・学生チャレンジショップの支援

#### ③「なんでも糸島（買い支え運動）」の展開

市民の意識や購買意欲を高め、市域内における経済循環を促進するため、買い支え運動の取組を進めます。

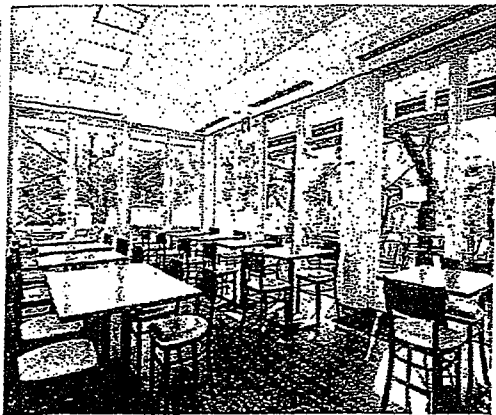
##### [事業例]

- ・生産者の顔が見える「軽トラ市」などのPR
- ・商工会が発行する商品券利用の促進及び加入店の促進
- ・店舗紹介や商品案内カタログの作成

#### ④中心市街地の活性化

多様化する消費者ニーズに応える競争力の強い事業者の集積を図り、魅力ある個店づくり、まちづくりを促進します。





起

商売を  
始めたい方!!

業  
す  
る  
な  
ら

業

す

る

な

ら

今がチャンス!!  
メリット多数!!



4月 日より  
スタート!!

で

お問合せ・お申込み先

主催 糸島市商工会

TEL 092-322-3535

糸島市前原北1丁目1番1号

URL: <http://ishokokai.net/>

検  
索  
!!

### ● リフォーム費用の 補助制度あり!!

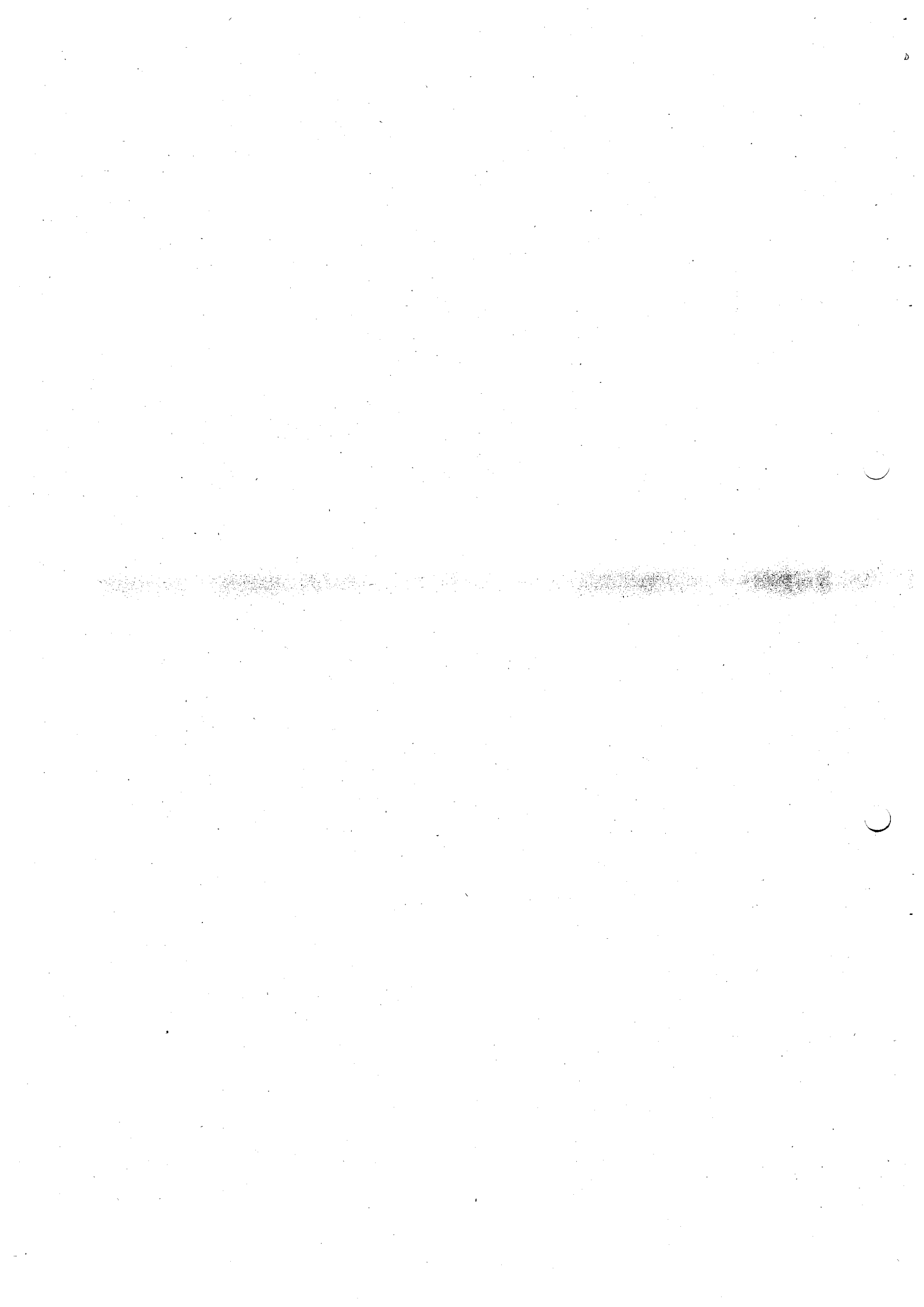
商売を始めるのに必要不可欠な店舗や事務所。起業に必要な費用総額のうち、店舗や事務所のリフォーム費用は非常に大きな割合を占めています。糸島市内で起業すれば、このリフォーム費用の内なんと最大30万円が補助されます!(一定の要件を満たす必要があります。詳しくは規定等を参照下さい。)

### 借入金の 利子補給制度あり!!

日本政策金融公庫から新規創業資金等を借入した方に対しては、1年間で5万円を上限とする借入利息の助成制度を創設しました!借入年数に応じて申請行えば、毎年多くの利息が戻ってくるようになります。(同じくこの制度も一定の要件を満たす必要があります。詳しくは規定等を参照下さい。)

### 創業塾の開催!!

起業後は、経営と事務の両面でしっかりした知識づくりが必要となります。自営業者になられた方の経営基盤強化を目的として創業塾を開催し、経営上の課題・成功事例、資金繰り表の作成方法、マーケティング手法、確定申告・記帳、労働保険手続きといった充実した内容で企画を考えております。



# 糸島市商工・観光振興事業補助金交付規程

## ○糸島市商工・観光振興事業補助金交付規程

平成22年1月1日

告示第119号

改正 平成26年3月28日告示第66号

### (目的)

第1条 この告示は、市内において商工又は観光振興事業を行うものに対し、補助金を交付することにより、商工又は観光の振興を図ることを目的とする。

### (補助金の交付対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、商工会その他市長が適当と認める団体（以下「団体」という。）で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 団体又は団体の役員（以下「団体等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）と認められるとき。
- (2) 団体等が行う事業の経営又は運営に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 団体等が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 団体等が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 団体等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) その他市長が不適當と認めるとき。

（平26告示66・全改）

### (補助金の交付対象事業及び補助率)

第2条の2 市長は、団体が行う事業で、次に定める事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 商工の振興に関する事業
- (2) 観光の振興に関する事業

2 前項の補助金の交付の対象となる事業ごとの経費の範囲及び補助率は、市長が別に定める。

（平26告示66・追加）

### (補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする団体は、糸島市商工・観光振興事業補助金交付申

## 糸島市商工・観光振興事業補助金交付規程

請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（平26告示66・全改）

（補助金の交付決定）

第4条 市長は、前条の申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定をし、当該団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において必要と認めるときは、当該申請に係る事業の内容又は実施方法について条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第5条 補助金の交付決定の通知を受けた団体は、前条第2項の条件を履行しがたいとき、又はその他正当な理由により当該事業を実施しないときは、糸島市商工・観光振興事業補助金交付申請取下書（様式第2号）により申請の取下げをすることができる。

（概算払）

第6条 市長は、事業の施行上必要があると認めるときは、当該事業の実施状況を勘案して補助金交付決定額の一部又は全額を概算払をすることができる。

2 補助金の交付決定の通知を受けた団体が前項の概算払を受けようとするときは、糸島市商工・観光振興事業補助金概算払請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（申請事項の変更）

第7条 補助金交付決定の通知を受けた団体は、第3条の申請書に記載した事項のうち次の各号のいずれかについて変更しようとするときは、速やかに糸島市商工・観光振興事業変更承認申請書（様式第4号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 事業内容の変更
- (2) 事業に要する経費の配分の変更
- (3) その他計画の基本的事項の変更

2 市長は、前項の変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、事業変更を承認するか否かの決定を行い、その旨を当該団体に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により事業変更を承認する場合において必要と認めるときは、当該事業に対する補助金の交付の一部を取り消し、若しくは既に交付した補助金の一部を返還させ、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた団体は、当該事業の完了後、速やかに糸島市商工・観光振興事業実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

## 糸島市商工・観光振興事業補助金交付規程

ない。

(交付額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、当該事業の完了検査を行ったうえで補助金の交付額を確定し、その旨を当該団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の検査の結果、事業の成果が事業計画又は条件に適合していないと認めるときは、必要な措置を指示することができる。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、当該事業の完了後に、前条第1項の完了検査のうえ精算交付するものとする。

(帳簿類の整備保存)

第11条 補助金の交付を受けた団体は、当該事業の実施に関する帳簿類を常に整備し、市長が指定するものを除き、事業を実施した年度の翌年度から5年間これを保存しなければならない。

(事業成果の保全)

第12条 補助金の交付を受けた団体は、補助金の交付の目的に適合するよう事業成果の保全に努めるとともに、当該補助事業で設置した施設の運営状況を常に記録し、整備するものとする。

2 補助金の交付を受けた団体は、当該補助事業により設置した施設を譲渡し、廃止し、又は用途変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付決定の通知又は既に補助金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、若しくは停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を期限を定めて返還させることができる。

(1) 第4条第2項の規定による条件に違反したとき。

(2) 第9条第2項の規定による指示に違反したとき。

(3) 虚偽又は不正な方法により補助金の交付の申請を行い、又は交付を受けたとき。

(4) その他この告示に違反したとき。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の前原市商工、水産、観光振興事業補助金交付規程（昭和58年前原市告示第6号）又は志摩町観光施設事業補助金交付規則（昭和

## 糸島市商工・観光振興事業補助金交付規程

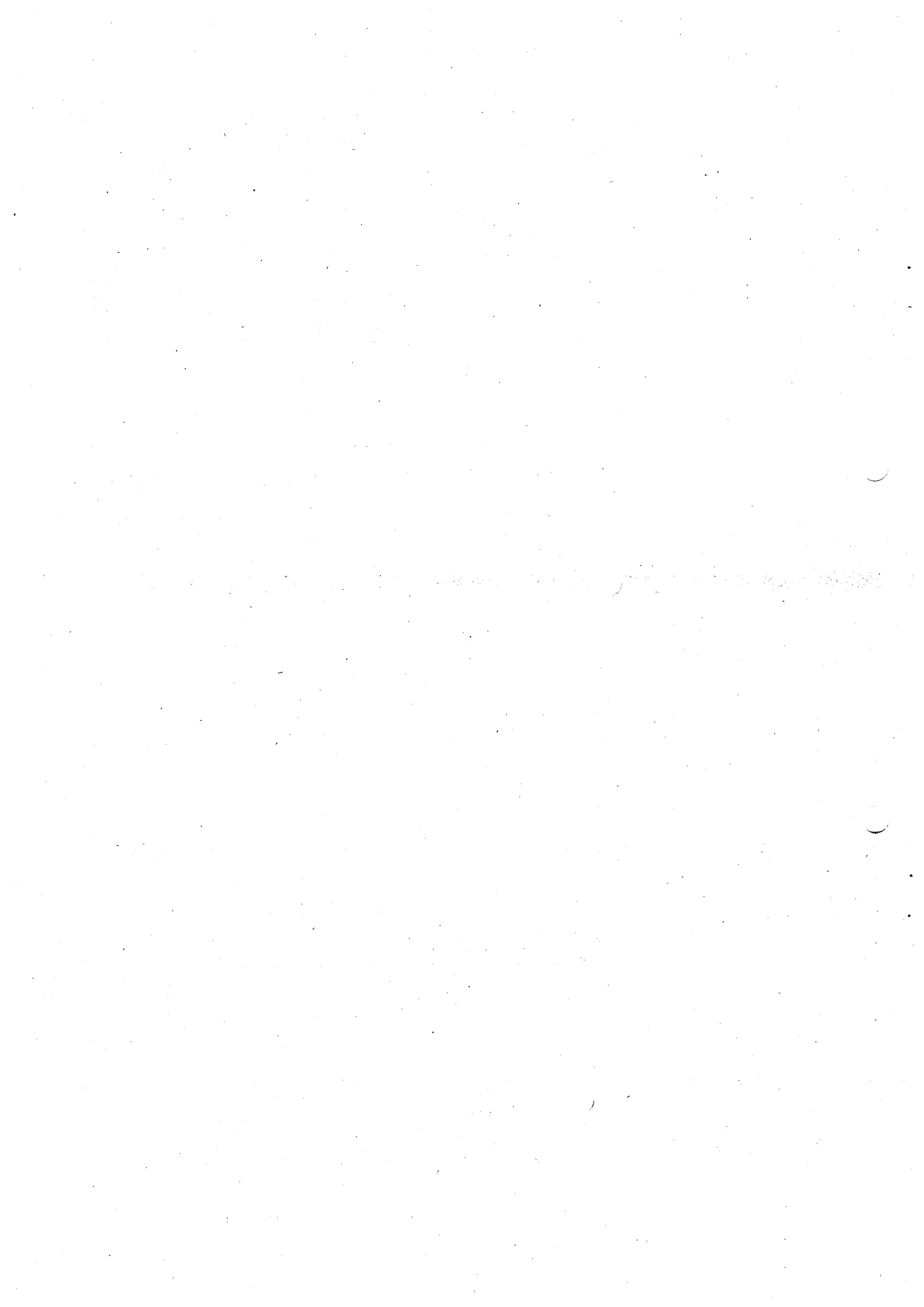
43年志摩町規則第2号)の規定によりされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりされたものとみなす。

附 則 (平成26年3月28日告示第66号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

第2条の2 補助金の交付対象事業及び補助率

交付対象事業	交付対象事業経費の範囲	補助率
(1) 商工の振興に関する事業	補助対象事業に直接要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 給料 (2) 共済費 (3) 賃金 (4) 報償費 (5) 旅費 (6) 需用費（食糧費は除く） (7) 役務費 (8) 委託料 (9) 使用料及び賃借料 (10) 工事請負費 (11) 原材料費 (12) 備品購入費 (13) その他市長が必要と認める経費	10/10
(2) 観光の振興に関する事業	補助対象事業に直接要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 給料 (2) 共済費 (3) 賃金 (4) 報償費 (5) 旅費 (6) 需用費（食糧費は除く） (7) 役務費 (8) 委託料 (9) 使用料及び賃借料 (10) 工事請負費 (11) 原材料費 (12) 備品購入費 (13) その他市長が必要と認める経費	10/10





## ●新規起業者応援事業 追加資料

### ■補助メニュー件数（業種別）

補助メニュー	製造業	卸売・小売業	飲食・宿泊業	サービス業	その他・不明	合計
創業塾の開催	2	1	1	7	10	21
店舗改修サポート	1	0	5	2	1	9
新規創業資金融資補助	0	1	5	3	3	12
合計	3	2	11	12	14	42

### ■補助メニュー件数（所在地別）

補助メニュー	商店街内	商店街周辺	その他・不明	合計
創業塾の開催	0	0	21	21
店舗改修サポート	1	1	7	9
新規創業資金融資補助	0	1	11	12
合計	1	2	39	42

### ■補助メニューごとの補助金額

補助メニュー	金額
創業塾の開催	50,000
店舗改修サポート	3,182,030
新規創業資金融資補助	0
合計	3,232,030

